

第2回蒲郡市景観計画策定委員会 会議録

開催日時	平成30年8月31日（金）午前10時から午前11時45分まで
開催場所	蒲郡市役所新館6階 第2委員会室
出席者	<p>【会 長】 ・豊橋技術科学大学 理事・副学長 大貝 彰</p> <p>【委 員】 ・豊橋技術科学大学 教授 浅野 純一郎 ・愛知建築士会 蒲郡支部 青山 俊樹 ・蒲郡商工会議所 鈴木 寿明 ・蒲郡にじの会 鈴木 庸子 ・蒲郡商店街振興組合 鈴木 紀子 ・蒲郡市文化財審議会 岡田 光男 ・蒲郡市農業協同組合 営農販売部農地センター センター長 石川 毅 ・愛知県広告美術業協同組合 東三河支部 支部長 杉本 直之 ・西大塚総代 小林 貞介 ・知柄総代 鈴木 清貴</p> <p>【オブザーバー】 ・愛知県建設部公園緑地課 技師 熊谷 健太（代理出席）</p> <p>【事務局】 ・都市開発部都市計画課 課長 宮瀬 光博 係長 権田 吉宏 主事 尾崎 晴樹</p> <p>【委託業者】 ・株式会社オオバ 名古屋支店 2名</p> <p>【欠席委員】 ・蒲郡市観光協会 事務局長 鹿野 公朗 ・蒲郡市都市開発部 部長 鈴木 成人</p>
議 題	1 あいさつ 2 計画書素案について (1) 第1回策定委員会を踏まえた内容について (2) 届出対象行為及び景観形成基準について (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針 (4) 良好な景観形成の推進に向けて 3 その他
会議資料	・次第 ・蒲郡市景観計画（素案） ・第2回蒲郡市景観計画策定委員会参考資料

会議内容	<p>1 事務局説明</p> <p>2 都市計画課長挨拶</p> <p>3 会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日は景観計画（案）が提出されていますので、蒲郡市の特徴を反映した景観計画になるように忌憚のないご意見をお願いします。 <p>4 議事録署名者の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の指名により、小林委員が選出された。 <p>5 計画書素案について</p> <p>(1) 第1回策定委員会を踏まえた内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布資料（計画案序章～2章）に基づき事務局が説明（委員から意見なし） <p>(2) 届出対象行為及び景観形成基準について</p> <p>(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針</p> <p>(4) 良好な景観形成の推進に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布資料（計画案3章～5章）に基づき事務局が説明 <p>6 意見交換（発言順 会長、オブザーバー含む）</p> <p>A委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象行為について、建築物10mだと商店街などの建物だと3階建てが多く見られるが、定期的に行う塗装の塗り替えなども対象となってしまうのか。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ10mを超える建築物については、壁面の3分の1を超える範囲で、色彩を変更して塗りなおす際には届出が必要となります。 <p>A委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近是一般住宅でも3階建ての建物もあるため、他市の事例にあるように、高さ12mを超える建築物とすることも考えられるのではないかと。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望景観に影響のある規模の建築物を対象としたいため、本市の場合は、10m超の建築物を対象としたいと考えています。景観形成基準において、色彩等で不適合となることは少ないと思いますが、届出は必要となります。 <p>A委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定後は、対象となる規模の建物には通知が行くのか。
------	--

	<p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別に通知することはありません。届出については、広報等で周知するほか、別に建築関係などの関連団体に周知を図ります。届出制度を運用開始するまでに周知を徹底したいと考えています。 <p>B委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出の事前協議については、義務もしくはお願いレベルのいずれを想定しているのか。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市においては、条例に定め義務的な位置づけを想定しています。 <p>C委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4章の景観重要建造物と景観重要樹木については、具体的にどのようなものを指定するか決まっているのか。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> 現段階では具体的なものは想定していません。 景観重要建造物・樹木を指定する際は、私権の制限を伴うため所有者の意向を確認する必要があると考えています。 そのような中、本計画策定のために実施した市民意識調査では、本市で大切にすべき景観として、具体的に挙げられていた建築物等もあったため、その結果を踏まえ、景観重要建造物・樹木の指定の可能性を探っていきたいと考えています。 <p>C委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観重要建築物などの候補は誰が決めるのか。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとつは市からアプローチする方法がありますが、制度を周知した上で、機運が高まり地元地域から挙げられたものを市が後押ししていく方法も考えられます。 <p>C委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の声に応じて指定を検討していくということか。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> そのように考えています。 <p>A委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後老朽化した空き家や太陽光パネルなどの放置を防ぐようなことはできないのか。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料45ページの空き家対策でも同様のことを想定して記述していますが、本計画ではそのような内容までは含まれていません。 <p>A委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業撤退後の大規模な跡地などが放置されないようにできると良いと思う。
--	--

事務局：

- ・ 本計画では難しいかと思えます。他の自治体で、景観重点地区などの特定の地区において独自のルールをつくっている事例もあるかもしれませんが、本市においては現段階では市全体を対象にしたいと考えています。今後、地区レベルの取組みとして検討していくことは考えられるかと思えます。

C委員：

- ・ 資料44ページのトピックスについて、本計画が策定されても太陽光パネルなどが設置できるということか。

事務局：

- ・ 本計画では、建築物等の建設を阻止することはできませんので、44ページにあるように太陽光パネルが設置されてしまう可能性があります。

そのため、ガイドラインなどにより市の景観に対する考え方（指針）を具体的に示すことが必要になると記載しています。判断が必要な時は、ガイドラインに基づき景観審議会での議論を踏まえて検討していくことを想定しています。

D委員

- ・ 資料30ページの届出対象行為について、工作物のうち、広告塔・装飾塔については「その他の工作物」にあたるのか。

事務局：

- ・ 工作物にあたりますが、屋外広告物については「愛知県屋外広告物条例」に基づくことから、本計画の届出対象行為からは適用除外となります。

屋外広告物について規制する際には屋外広告物法に基づき市にて独自条例を定めることもできますが、本計画では、まずは県条例のもと適正化を進めていきたいと考えており、そのため、屋外広告物については、景観計画による行為の制限はありません。

E委員：

- ・ 色彩の基準色について、マンセル値の数値・記号だけでなく、パンフレットなどで、資料36、37ページのような具体的な色彩見本を示していただきたい。

事務局：

- ・ 運用上必要となりますので、今後作成する概要版などで掲載について検討していきたいと思えます。

C委員：

- ・ 資料34ページ「届出対象行為」について、表中の青色の部分が特定届出対象行為になっているかと思うが、太陽光発電設備の内容についても形態意匠を示す内容となっているの

で特定届出対象行為としてもよいのではないか。

事務局：

- ・ ご指摘のとおりかとも思いますので、特定届出対象行為について再度事務局で検討したいと思います。

F委員：

- ・ 資料38ページの景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について、文化財保護法と同様に、景観重要建造物・樹木についても規制があるか。

事務局：

- ・ 景観重要建造物・樹木に指定された場合、現状変更する際に景観行政団体の長（蒲郡市長）の許可が必要となります。また、市が景観条例で定めることで該当建物の適正な管理が義務付けられます。国の重要文化財なども現状変更に対して厳しい規制があると思いますが、景観という側面から、同様の現状変更に対する厳しい規制がかかることとなります。

F委員：

- ・ 所有者が指定を反対することも考えられるのではないか。

事務局：

- ・ そういったことも考えられますので、所有者の理解を得た上で指定することになります。

G委員

- ・ 第1章、第2章は美しい写真が多く用いられており、本市の特徴がよく表現されているかと思う。また、眺望景観の構成や多様な景観についても整理されておりいいと思うが、一方で眺望景観を保全するための実現手法については、計画書では不十分なところもあり、ガイドラインを定めるなど、検討していく必要がある。
- ・ 景観形成基準については、色彩以外は周辺と調和するなど、定性的な表現となっているため、運用の際に判断できるかが心配される。

これは、市全体で同じような基準になるため、第2章のゾーンをあえて第3章で反映していない、もしくは、ゾーンに区分して景観形成基準を設定するには分析が不十分ということが考えられる。後者であれば、しっかり分析すると大規模な行為を対象としてもゾーン別に周辺との調和など具体的な基準を設定することができるのではないか。

事務局：

- ・ 資料40ページの「景観形成推進のイメージ」でお示ししているように、行為の制限だけでは全て実現することは難しいことから、長期的に地区レベルの取組みを積み重ねていくイメージを持っており、市としても様々な取組みを展開してい

く必要があると考えています。

- ・ 景観形成基準については、色彩以外は定量的な基準を設けておらず、判断が難しいところがありますが、一般的な案件であればほとんどが適合するものと考えており、判断に困る点については、基準の内容に照らして事前協議を行っていくことを想定しています。
- ・ ゾーン別の方針が景観形成基準に反映されていないことについては、今後の推進の中で、地区レベルの取組みを行う際に反映していくことを想定しています。

H委員：

- ・ 第2章のゾーン別景観形成の方針がそれ以降の章に反映されていないということはそのとおりで、特定届出対象行為を設定し、変更命令まで可能にするのであれば、景観形成基準の適合判断が重要になってくるので、ゾーンの方針に基づくより具体的な基準を設定する必要があるのではないかと。
逆に、具体的な基準まで定めないのであれば、特定届出対象行為を設定せず勧告までに留めた方がよいかもしれない。一度事務局で検討してほしい。

大貝会長

- ・ それでは、他にご意見がなければ、事務局は本日委員からいただいたご意見を踏まえ、計画書（案）の検討をお願いします。

(会議終了)